

令 5 技術管理第 391 号
令和 5 年(2023年) 9 月 4 日

関係団体の長 様

山口県土木建築部技術管理課長

建設事業における時間外労働の上限規制の周知について（依頼）

このことについて、山口労働局労働基準部長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、令和 6 年 4 月 1 日より適用される建設事業における時間外労働の上限規制について、別添の広報資料の送付等により、貴団体会員への周知のほど、宜しく申し上げます。

〔 技 術 指 導 班
担 当 : 原 田
TEL : 083-933-3636 〕

(写)

山口労基発 0831 第1号
令和5年8月31日

山口県土木建築部長 殿

山口労働局労働基準部長



建設事業における時間外労働の上限規制の周知について（依頼）

平素より労働基準行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。）による改正労働基準法により、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から時間外労働の上限規制が施行され、建設事業については、令和6年3月31日まで適用が猶予されているところです。

山口労働局では、時間外労働の上限規制の適用を令和6年4月1日に控えた建設事業の関係者を対象に、あらゆる機会を通じて改正内容や支援制度の周知に取り組んでいるところです。

つきましては、建設事業における働き方改革、時間外労働の上限規制の適用を円滑に進めるため、別添のリーフレット等をご活用いただき、事業主の方々が集まる会合やメール等による情報発信、ホームページや広報誌への掲載等による周知にご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

担当

労働基準部監督課

専門監督官 古谷 康将

TEL 083-995-0370 内線 226

建設事業における時間外労働の上限規制に関する広報資料

2024年（令和6年）4月から、建設の事業に時間外労働の上限規制が適用されます！
詳しくは、特設サイト「はたらきかたススム」
[<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>] をご覧ください。



パンフレット「建設業 時間外労働の上限規制わかりやすい解説」はこちら
[<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>]



「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」はこちら

[<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>]

建設業の時間外労働の上限規制
に関するQ & A

厚生労働省労働基準局



「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース（建設業）はこちら

[<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/001436220.pdf>]

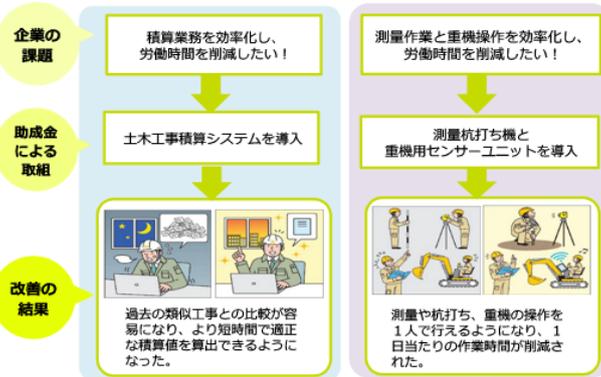


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」
適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内



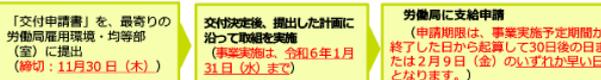
令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

助成金のお問い合わせ先、申請窓口は、「山口労働局 雇用環境・均等室」です。

〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階

電話：083-995-0390

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

